

## 川口市自治基本条例策定委員会 第5検討部会

### 榎原監査委員事務局長へのインタビュー

平成19年10月9日(火)午前10時から  
職員会館2階 講座室Aにて

石井部会長

この部会では、いろいろと幅広く議論したいと思っているのですが、今回は、ガバナンスということで市の統治の仕組みについて議論していきたいなと思っています。他の部会でもそれぞれ市民協働や行政経営といった話をおそらく詰めていると思うのですが、ここではそれぞれの関係がどう作られているか、市全体としてどのような形で効率的な行政経営や適切な市政運営を行なっているかを見ていきたいと思います。

市の持つ重要な機能として、市から独立している組織である監査という機能がありまして、恐らく皆さん、日常的に生活していて余り聞くことも気にもかけた事もないと思いますが、きちんとした体制をとって非常に重要な役割をしています。議会・市の行政当局全てを監査するわけですから、川口市のことを考える時に監査の形をどうするかは重要でして、それについて、本日は監査事務局の方をお招きして、講義していただくということで、最初の3、40分くらい皆さんの質疑を含めお話を伺いして、そのあと前回の部会のことや、今日の内容についても少しみんなで討議していきたいと思っています。

それでは、川口市監査委員事務局長の榎原さん、ご講演をお願いいたします。

榎原監査委員事務局長

おはようございます。監査委員事務局長の榎原と申します。よろしく願いいたします。

私のほかに監査委員事務局から2名同席させていただいています。

篠崎監査委員事務局次長

監査委員事務局次長の篠崎と申します。よろしく願いいたします。

飯塚主幹

主幹の飯塚と申します。よろしくお願ひいたします。

榎原監査委員事務局長

それでは、内容に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。A4版のもので「監査委員制度」、「平成19年度監査計画」、「監査委員及び事務局職員」、「定期監査の流れ」というものでございます。それと冊子になっているもので「監査結果報告書」というものです。よろしいでしょうか。

それでは概要等の説明をさせていただきたいと思ひます。資料の説明は順不同になろうかと思ひますが、ご了解いただきたいと思ひます。

まずはこちらの表題にも書いてあるとおり「監査とは」ということで、一般的に我々も「監査とはなんぞや」と余り考えたことはないのですが、先程の部会長さんのお話にあったように、監査というものは表に出ない方が市としては比較的よろしいのかなという気がしています。委員さんも辞書で監査とは何ぞやと調べたかは解かりませんが、一般的な意味として辞書で調べますと非常に解かりにくいですね。私も改めて辞書を引いてみましたが「監督し、検査する」ということで、監視役でもなんでもないのでありますが、こういう言葉を見てもずいぶん厳しい部署なのかなという気がいたします。今日は内容を掘り下げていって皆様のご理解をいただければありがたいと思ひます。

監査とはなにか、専門書等によりますと、「法令や各種規則、社内規程及びその他の通達など、あらかじめ定められた遵守すべきルールや規範に照らし、実際の業務やその成果物がそれらに則っているか、客観的な第三者が監査対象に応じて適切な手法を用いて検証し、是正すべき点があればそれを指摘する業務のこと」というふうに一般的に定義されています。いろいろな学者によって表現は異なりますが、チェック機能をつかさどる部門というようにご理解いただければよろしいかと思ひます。

監査委員制度というものは、昭和21年に設けられた制度でございまして、先程、部会長さんからもお話がありましたが、監査委員が市長と対等の立場で監査を実施する独立の機関であるということです。実際に市長と完全に独立した形になるのは昭和22年に地方自治法が制定された時でありまして、その後いくつかの改正により現在に至っております。その主な内容を申し上げますと、職員の違法または不当行為の矯正措置の請求における監査の権限や、財政援助団体等の監査、後で申し上げますが、行政監査、代表監査委員、事務局及び補助職員の設置、外部監査員による監査制度の導入などが制定されています。

このあと、「監査・検査・審査」という言葉が頻繁に出てきますが、言葉や表現は違おうとしても、ほとんど同じ内容で用いられているというふうにご理解いただ

ければよろしいかと思えます。「監査・検査・審査」を実施するにあたって各都市の監査基準には指針となる準則というものがあります。市役所の中でも様々な準則に基づいて、条例や規則が成っている部分もあるかと思えますが、監査においても全国都市監査委員会の作成した準則に基づいて、実施しておりますのが現状でございます。

通常の「監査・検査・審査」の実施の手続きなんですけど原則として「試査」によるものとなっております。「試査」というのは国語の辞書には載っていないので説明しますと、「試す」という字を書きます。これの反対の言葉というのが、国語の辞書に載っていると思うのですが「精査」です。市にはいろいろな機関がございまして、これら全体を一年間ないし二年間で全て見るということ、これは不可能でございます。そういったことから現実として監査は試査によらざるを得ないわけでございます。精査は、これは読んで字の如くみなさんご存知と思うのですが、監査の対象になっている一事項全体にわたり精密に調査することを精査とっております。それに対して試査はその一部を抽出して調査し、その結果によって全体の成否を推定するものでありまして、ベテランの職員がある程度、要求される部署かなという気がいたします。一部の抽出・調査といった方法のため、試査による監査は、誤謬の発見されない可能性が常に存在しているというふうなことが言えるのかなという気がいたします。違法とか不当な支出があることが疑わしい場合には精査に依らなければならないということになっているわけですが、ただ、精査ということになれば、細かいところまで見逃しが無いように全部の書類を調べるわけで、職員としては相当な労力が必要となってきます。そういったことから一般的に、全国どこでも試査というかたちで監査は行われているのが現状であります。

それでは、お手元の資料に添って説明させていただきたいと思えます。

まず、監査委員についてでございますが、監査委員の身分というのは、特別職の地方公務員であります。監査委員としての地位を利用しての行動はできませんが、それ以外の選挙活動等は一般的にできます。後ほどお話をいたしますが、現実には議員さんから選出されている監査委員さんもいらっしゃるんですけど、その議員さんが選挙運動をできないかということというのはございません。ただ、自分の地位を利用した運動はできないということですね。また、監査委員は市長から独立した地位を認められている執行機関で、行政委員会、委員のひとつであります。一般的な行政委員会は何々委員会とされているのですが、監査委員だけは「監査委員会」ではなくて、「監査委員」という名称を使っております。「会」がありません。「委員会」と「委員」との違いについてお話をしますと、本市の行政委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6つがございまして、「監査委員」は、教育委員会や農業委

員会といった委員会とは異なり、独任制の執行機関であるということです。これと対応するのが合議制の執行機関になるのですが、例えば、議会の常任委員会というものがございしますが、そこで最終的な結論を出すに至るまでの過程というのは、議会には4つの常任委員会がございまして、1つの常任委員会が10人なんですが、半数以上の出席によって、過半数議決というふうになっております。教育委員会などですと、「過半数以上の出席の過半数議決」という表現が使われているのですが、一般的に「半数以上の出席の過半数以上の議決」といった表現が多いのかなという気がいたします。そうすると、反対者がいたとしても、多数の賛成者の意見をもって決定し、少数者意見は結果的にはボツにされるようなものが多数決の原理であり、多数決の原理で決めるのが合議制の機関ということになります。

それに対しまして、独任制の機関である監査委員は、詳細は後ほど申し上げますが、川口市では4人の委員がおります。その4人の委員が各々の意見を言って、「委員会」とは違い各人が独立していますので、多数決によらずに、委員のみなさんが話し合うことによりひとつにまとめていただいて、そして、ひとつにまとめたものを結果的には報告するというような形をとっております。それぞれ意見が異なった場合は、まとまる形になるまで徹底してやりなさいという厳しい機関です。そういった過程を経てお手元にある報告書は作られているのですが、独任制の機関は多数決で決定することはありませんので大変な努力があるのかなという気がいたします。

また、監査委員の仕事としては、特に留意しなくてはいけない部分が何点かありますので、その内の顕著な部分だけ申し上げます。

ひとつは、「最小の経費で最大の効果が発揮するように運用されているか」、これは地方自治法に設けられている言葉なんですけど、このことを常に頭に描きながら監査委員はチェックしていかなければいけません。2点目としては、「税金が正しく、効率的に使われているか」、また、3点目としては「事業が本来の効果を上げているか」ということなど、公正や効率の確保という見地から各種監査等を実施しております。監査は公正で合理的かつ効率的な市の行政運営のため、違法、不正及び不当を指摘し、是正を図るとともにその予防のための指導的效果をねらいとして事務事業の執行状況、問題点等を的確に把握して必要な処置を講ずることを基本的な方針としております。先程、申し上げたとおり様々な「監査・検査・審査」が地方自治法上に規定されておりますが、一般的にこれは内容的にほとんど同じような内容でございします。

どのような監査があるのかを申し上げますと、特殊なものとして、議会からの要求による監査、市長の要求による監査、あるいは市民の要求による監査、などというものがありますが、これらは本当に特殊な事例であります。本市でこれま

で実際に行なっております監査等には、1つ目に毎月行なわれる定期監査、それから2つ目として決算審査・基金運用状況審査というものがございます。3つ目として財政援助団体等監査、4つ目として例月現金出納検査、または例月出納検査とも言われますが現金の出納検査です。それから行政監査、住民監査請求に基づく監査についても実際に川口でこれまで実施され、また行なわれております。

まず、定期監査について申し上げますと、定期監査は、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているか、また、経営にかかる事業の管理が合理的かつ効率的に行なわれているか、などの点に着目して、原則として毎月行なっております。対象部局は原則として2年ごとに監査を実施しております。例えば、経済部が今年行なわれますと、来年1年おいて再来年にまた行なわれるといった形でございます。

特殊な監査といたしましては、学校関係で、幼稚園、小学校、中学校、高校と、あるいは、青年の家とか水上少年自然の家とかいった施設、そういうものがございりますが、これらの施設についても計画的に実施しております。

お手元の監査の流れの表をご覧いただきたいと思います。監査では対象部局から監査資料が提出されます。その資料を、あらかじめ監査委員会議で決定された調査項目、着眼点に基づきまして、監査委員事務局職員が調査を行い、その結果を監査実施日に監査委員に報告いたします。これは予備調査と言われております。その後監査委員が担当部局に対し監査することを本監査と言っております。本監査は受監部局から資料の説明があって、それから監査委員の質疑応答を行なって終了いたしますが、後日、監査委員が監査実施日における監査の結果に関する報告書を話し合いにより決定し、連名で議会及び市長等に報告書を提出いたします。また、市役所前のバス停の所にある掲示板をご存知かと思うのですが、あの市役所掲示場において市民向けに公表されます。

お手元の監査結果報告書をご覧いただきたいと思います。監査結果報告書は、地方自治法の規定によりまして、市長や議会あるいは関係委員会等に報告しますが、その報告の仕方は通常の合議制の機関ですと、何々委員長という形で報告するのが常かなと思います。監査委員は4人の監査委員の連名で報告いたします。お手元にある監査結果報告書は、報告されたものを、年4回の市議会のたびに写しとして議員さんに配布したものであります。これはあくまでも本物ではありません。写しでございます。ですから、何回かをまとめた形で入っております。

この中では、例えば3ページの5番をご覧いただきますと、「監査結果」「監査の結果は以下のとおりである。」と表現されております。そして「都市整備管理課」「(1)収入事務」「ア 川口駅東口公共広場使用料の収納事務について」の下の所が監査の結果の報告です。「関係書類等により調査した結果、適正に処理されているものと認められた。」という形で、これは試査の結果異常はなかったというこ

とで公表されているものでございます。

本来はこういう形で全て報告されなくてはならないのですが、不正ではないが若干の修正を加えた方がいい場合や、ちょっと望ましくないという部分が出てきた場合です。10ページをご覧いただきたいのですが、これは川口都市開発株式会社に対する監査で1番上に「(ア)栄サンパーキング駐車場管理業務等の委託契約事務について」というものがございまして、その下に、若干の指導を要するような内容がでてきます。「関係書類等により調査した結果、一部に次のとおり検討を要する事項が見受けられた。駐車場管理業務の報告書に不備がみられたので、適正に処理されたい。」という表現ですね。このような形で公表されていますが、監査委員の会議録には、内容を読み上げますと、「仕様書では駐車場管理、料金回収などの業務となっており、受託会社は川口都市開発株式会社指定の管理日誌により報告することとなっておりますが、指定の管理日誌の様式に、本来、報告すべき場内清掃や巡回の報告事項が洩れている。」と、なっております。要するに、管理日誌・仕様書にはこういう項目があるけれども、報告書には報告する項目が無くなっている、その管理日誌自体は川口都市開発株式会社で作らなくてはならないので、業者の不備というよりも発注者側の不備であり、その辺を修正しなさいよ、ということなのです。

もう1点、取りあげますと、13ページと14ページの水上山荘という社会教育の施設についての部分でございますが、「(4)施設の利用状況について」、「利用実績を調査した結果、年間の稼働率が低く、施設が有効に利用されていないと判断される。山荘利用者の一層の増加を図るため、魅力ある施設づくり、運営方法の改善及び効果的なPRなど、利用促進策を早急に検討されるよう要望する。」というものであります。これは大体お分かりになるかと思いますが、具体的には、水上山荘は定員35名に対し1日平均の利用者は9.8人で非常に少なく、稼働率は平均28%と低いということで、利用の促進を図りなさい、ということでございます。

監査委員の方で指摘する部分、これは指摘事項とか指導事項とかいわれますが、この部分は違法・不正・不当というものだと申し上げました。そのような部分は年間を通じてほとんど、というより、今までほとんど無いのが現状であります。あつたらこれは大変な問題になりまして、そうならないように努力して、小さい内に芽を摘み取ることも監査委員のひとつの役目かなという気がいたします。

それから、決算審査があります。決算審査には、一般会計・特別会計の歳入歳出決算、あるいは企業会計の決算、基金運用状況の決算があるのですが、議会の認定に附するにあたり監査委員の審査が必要であるということになっております。これは、9月議会の最終日に決算書と一緒に議員さんに配られることから、それまでに監査委員が意見書を作成することになっております。その結果を受けて11

月の決算審査委員会が開かれることとなります。添付資料として必要なものは地方自治法に規定されております。こういったものの作成も監査委員の役目であり、これは、決算審査意見書というような表現をとっております。

次に財政援助団体等の監査であります。これは市が補助金や交付金、負担金等の財政援助を与えている者、あるいは市が設立にあたって1/4以上の出資をしている者、公の施設の管理を行なっている者、今では指定管理者制度とかいろいろありますけれども、そういった団体についての監査であります。対象団体は、本市では現在12団体、いわゆる外郭団体と言われている団体です。例えば、緑化センター、公園緑地公社、社会福祉協議会、社会福祉事業団といったところですね。

それから、これは検査と呼んでいますが、例月現金出納検査は、役所内で全体的な出納を取り扱っている機関の検査として、企業会計である水道局、医療センター、そしてそれ以外の一般的なところを取り扱っている会計課に対して、毎月出納検査を行なっているものです。

例月現金出納検査は、現金の出納でありまして、現金の収支が現金出納簿に正確に記帳され、保管現金が出納簿の残高と一致しているかどうかを検査するのが本来の出納検査であります。ただ、現在はほとんど指定金融機関制度によりまして公金の取り扱いは指定金融機関の手に移り、現状の出納検査は帳簿の残高を金融機関の残高証明と照合する検査となっております。

次に行政監査でございますが、行政監査は一般的に、財務とか経営に係わる通常の例月監査に比べまして、事務執行が適正にされているか、あるいは何か不都合がないかといった視点から行なう監査でございます。平成11年度と13年度に2回実施いたしました。内容としては、事務の執行が法令に基づいて適正に行なわれているか、あるいは経済的・効果的に執行されているかといった点に着目して監査いたしまして、平成11年度にはスポーツセンターの管理運営について、平成13年度はコピー機の管理及び使用状況についてというテーマを基に実施いたしました。

お手元の資料にはございませんが、最後に住民監査請求に基づく監査であります。市の不正があるよ、不当な行為があるよ、無駄に金を使っている行為があるよ、といった部分に対して住民が監査委員に対して請求する監査でございます。これは、ここ3、4年ございませんが、過去においては、町会関係が6件、道路の不法占拠に係わって2件、株式会社に係るものが4件、その他3件といった15件ほどでございます。監査の結果としましては、内容を精査した結果棄却となったものが13件、書類内容が整っていないという事で却下されたものが2件となっております。

次に、監査委員及び事務局について簡単に説明させていただきます。監査委員

は4名でございます、2名が識見を有する委員、2名が議員から選任される委員でありまして、識見を有する委員は、元税務署長と税理士が現在のお二人でございます。その識見を有する監査委員の中のひとりが代表監査委員という常勤の監査委員でございます。いずれも任期は4年でございます。議員から選任される委員はいずれも非常勤の委員で議員の任期によりますが、本市では慣例で今まで1年の任期になっております。

事務局につきましては、私、事務局長、事務局次長、それから書記として6名の職員が配置されておりまして、いずれも行政職で、部長1名、次長1名、参事1名、主幹2名、副主幹2名、主査1名の構成となっております。非常に頭でっかちの組織でございます。いろいろな部に渡って指導する立場の間人でございますので、ある程度は中身を把握していないと指導できないという現状から、それなりの職員の配属がされているのかという気がいたします。

代表監査委員という言葉は述べましたが、誤解をされるといけませんので、説明いたしたいと思っております。通常合議制の機関ですと委員長となった方がその会を代表するのですが、監査委員の場合、代表監査委員といっても全体を代表しておりません。代表監査委員の役目とは、我々事務局職員の任免と、その他の庶務事項について対外的に事務連絡するときなどの肩書きというふうにご理解いただければよろしいかと思っております。ですから、4人の監査委員がいずれも対等の立場でありまして、代表監査委員がその上位に立っている訳ではございません。外部に対しての4人の中の代表ということではなく、事務的な手続き等に使われる部分でございます。

最後になりますが外部監査について、若干、触れさせていただきたいと思っております。外部監査委員というのは現在の4人の監査委員以外に何らかのかたちで、必要があったときに市長との契約によって置かれるといったものです。県や政令指定都市あるいは中核市では、包括外部監査ということで義務付けされております。川口市の場合には中核市の要件は揃っておりますが中核市ではございませんので義務付けされておられません。また、人口50万人は超えておりますが、法定人口である国勢調査人口では50万人に足りてございませんので、政令指定都市の要件も満たしておられません。ということでして包括外部監査は実施されておられません。

また、もうひとつ。例えば、住民監査請求等が出た場合に今の監査システムだととてもじゃないけど出来ないといった事態があった場合に、個別外部監査制度というものがございます。

いずれにせよ、包括外部監査は、弁護士とか公認会計士にお願いすることになりますので、他市の例ですが1,800万円程の相当な経費がかかりますし、また、個別外部監査も800万円程度の経費がかかりますので、非常に大変な作業であ



る訳です。

以上、簡単でございますが、これで終了とさせていただきたいと思います。時間があまりなかったもので、相当のスピードでお話させていただきました。非常に理解し難かったかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

石井部会長

ありがとうございました。では、少し質疑応答をよろしいでしょうか。

まず私からですが、年間のスケジュールもいただきましたけれど、監査事務局は、どのくらいお忙しいのですか。何か特定の時だけお忙しいのですか。それとも、ずっとフル活動ということなんでしょうか。

榎原監査委員事務局長

はい、正直申しまして、自分なりにローテーションを組みながら1年中いろいろな部局の仕事を見ているという事で、フル活動といった状況です。

毎年8月は、このスケジュールのように、決算審査の意見書を作成するために定期監査業務は外れるのですが、それ以外は例月現金出納検査と定期監査を毎月、その定期監査の書類は1ヶ月前に各部局から出されます。そうですね、この部屋がいっぱいになるくらいの書類が出てきます。その中から部分的に抽出して、理解できないところについては、担当部局の職員等に来ていただいて、事情聴取しながら見ていくという事で、スケジュール的にはほとんど空きがないと思います。適正な人数がどうなのかということもあろうかと思いますが、やればやるほど忙しくなるといったところですね。やらなければやらないで済んでしまうのかなという気も致しますが。

石井部会長

乱暴な質問ですけど、もし監査が無かったらどうなると思いますか。

榎原監査委員事務局長

無かった場合ということですが、ただ、地方自治法に住民監査請求、あるいは事務監査請求というものがあります。住民監査請求というのは、住民であれば1人でも不正とか不当を正すこと、あるいはそれに対して弁償させるとか、いろいろな事ができます。もうひとつの事務監査請求というのは、有権者の1/50の署名を以って請求することができます。地方自治法で必置条件となってしまうので、無かったらという想定が非常に難しいのですが、その場合は監視機能が無いという事になろうかと思います。

石井部会長

住民監査請求はともかくとして、定期監査についてはかなりの時間と労力を割いていると思うのですね。民間企業でもきちんとやっているか疑わしいところがありますけれども、基本的には、それぞれの部長の責任で業務の執行、支出の適切な運用を行なうもので、実際に各部局ちゃんとやっているということでしたので、そうであれば余り監査部局がしょっちゅう行って監査する必要は無いのかなと思うんですが。

榎原監査委員事務局長

今、騒がれている年金制度ではございませんけれども、部長以下管理職が相当注視しながら見ていたとしても、不正というものはなかなか気がつかないもので、可能性として有り得ます。そういったものが監査の部分で見えれば、これは非常に市としての損失を防ぐことに繋がるのかなという気が致します。

例えば、悪いことを考える人は悪いことなりに知恵を使ってやるでしょうから、例えば税金等の公金を自分のポケットに入れておいて、次の市民の方から頂いたお金を前の人の分にあてるというような、お金を廻しながらやっていく方法ですね。担当が1人だけですと自分ひとりでやっているから、そういったことが可能なのわけです。もし監査が無かったとしても人事異動等で、納めているはずのものが納められていないということが発覚する場合がありますが、そこまでくると大きな話になってしまいますので市民がびっくりするような状況になってしまうのかなという気が致します。そういったことでまめにチェックする機能は必要かなと。年金問題は、多くの市町村で今、告発の問題とか出ていますけれど、これは様々な形で処理、処分はされておったわけです。その処理、処分だけでは満足しないという事で告発の問題も出ていると思うのですけれども、ここで問題になっている横領は、大きくなって市民にもある程度知れ渡った事例なのかなと思います。監査の機能はそこまで至らない状態で未然に抑えるという部分があるのかなと、そんな気が致します。

伊田委員

公的オンブズマンがございますね。それとこの監査との関係はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

榎原監査委員事務局長

公的なオンブズマンというのは、比較的少ないのかなと思うのですが、私的なオンブズマン、市民オンブズマンですね、というのが結構、世間でニュース等になっているケースが多いと思います。公的オンブズマンの性格という、先程申

上げました個別監査請求なんかはそれに近いかなと思っています。ある個別事項を取り上げて、それについて詳細に調査を行なっているのが公的オンブズマンなのかなと。公的オンブズマンは、ある程度テーマを持っていますね。一般的な役所内で行なわれる監査の場合は、テーマは特にございませぬ。全体的な財務とか、経営とかに携わっておりますので、範囲が広いように思われます。

山田委員

公的オンブズマンというのは初めて聞いたのですけれども、どういったものでしょうか。市民オンブズマンとか言ってましたよね。それとは、全く関係ないのですか。

榎原監査委員事務局長

公的オンブズマンというのは、制度そのものは比較的少ないと申し上げましたけれども、公共団体がオンブズマンを設置しているのが公的オンブズマンです。市民オンブズマンというのは、何かを取り上げて、例えば今みなさんご存知かと思いますが、議会の政務調査費なんかをあちこち全国的に取り上げているのが市民オンブズマンです。

山田委員

川口にも、公的オンブズマンがあるのですか。

榎原監査委員事務局長

ありません。公的オンブズマンという制度が川口市で必要かどうかの論議は、また別の問題として出てくるかとは思いますが。

山田委員

実際、公的オンブズマンがある市もあるということですか。

榎原監査委員事務局長

私もはっきりとした数字は、今データを持っていないので申し上げられないのですが、あまり多くはないものの、ゼロということは無いと思います。

山田委員

ありがとうございました。

石井部会長

さっき、水上山荘で稼働率が低いからもっと頑張りなさいよと指摘がございましたね。この指摘自体は、誰に対しての指摘なのですか。この水上山荘の運営者といいますか、所長に対してのものなのか、それとも監査委員が市長に対してするものなのか、つまり誰に対して言っているのかということです。それから、そういう指摘があった場合には、どういう対応を言われた側がしなければいけないのでしょうか。実際、水上山荘は指摘に対してなにかしらの対応・アクションをしているのですか。

榎原監査委員事務局長

誰に対しての指摘かということですが、さきほど行政委員会の話をいたしました。行政委員会と執行機関、これは若干違いますが、行政委員会に市長が入りますと執行機関になります。議会の場合は議決機関といいますけれども、その執行機関の、あるいは行政委員会の長に申し上げているというのが現状でございます。そこに市長が入っていれば市長の元へ行くわけです。また、その行政委員会等あるいは執行機関等という表現になるかなと思いますが、そういった実際に業務を行なう機関にも通知を出しています。

それから、監査委員の指摘事項あるいは指導事項、いろいろな表現をとっておりますが、強制力を持つものではございません。ただ、内容によって明らかに不正が行なわれているということを、監査委員が取り上げたといいます。そういったことに対して監査委員が報告したのにその執行機関が全然動かないという事になれば、例えば市長だとすれば政治責任を問われるのではないかという気が致します。ただ、強制力はございませんが、一般的にほとんどの部署が監査委員の意見を最大限に受け止め、自分達の非を認めて修正・訂正あるいは改善をされているのか現状でございます。

石井部会長

実際、水上山荘の場合は、最近の事例なのでこれからだと思っておりますが、アクションとかあるのですか。

榎原監査委員事務局長

35という人数の部屋しかないというところに対して、30%を切るような稼働率だと望ましくないということですが、正直申し上げまして、実際には、これまでもいろいろと論議されておりまして、議会等でもお話はあがっていると思っておりますが、35という数を満床にさせるというのは非常に難しいかな、と。といいますのは、水上山荘というのは旅館なんです。旅館として35という数は、

町会で行くには少な過ぎるし、個人で行くにはちょっと広すぎる、個人グループいくつかで100%というのは、中々難しい規模なのかなと思います。この水上山荘には教育委員会の学校教育が担当している水上少年自然の家という、子供達が使う俗にいう山の家が併設されているんですが、片方は教育施設で、片方は旅館であります。現状においてはただ、増やさないよという勧告をしておりますが、そのようなことも含めて教育委員会でもいろいろと考えているようです。ただ現状では結論は出ておりません。

石井部会長

それは監査がなければ、そういうようなアクションは考えてなかったのですか。

榎原監査委員事務局長

いえ、監査で指摘されなくても、満足に利用されていないと感じてはいたでしょうから、何らかの方法を考えなくてはいけないということは、特に教育委員会の中で検討はしていたと思います。

石井部会長

問題を感じていてもいなくても、そのままにしておくことも結構あると思うんですけど、監査で言ったから何か動き出すこともまたあるということですね。これは一例ですけど、今まで監査が言ったら動いたというのはかなり有ったんですか、それとも議論していた時に監査が指摘したというのが多いのですか。

榎原監査委員事務局長

行政機関・執行機関では分かっているのだけれどなかなかうまくいかないといったものに対して監査の指摘で拍車がかかるというものは議論中と言えるのかなと思いますし、本当はやらなくてはいけないのだけれども、通常はなかなか出来ない軽微な内容についてのもの、こういったものは指摘することによって回答をいただくという部分が結構ありますので、回答を出すためには、やはり人間動かざるを得ないのではと思います。ただ、どちらにあたるのかは、これは非常に微妙なところで、どちらが多いとは申し上げられないのですが。

石井部会長

監査のコメントを出す時、当然現場との調整もするんですよね。

榎原監査委員事務局長

はい、ほとんど事務的な軽微な部分については、現場の人たちとの話し合いを

します。最初は課長を通してお話を申し上げますのですけど。

石井部会長

「こういうのを出すけど、どう」っていう話は当然されますよね。

榎原監査委員事務局長

はい、先程の冊子になっている本監査と言われている部分について申し上げます。あえて、それからまた担当部局を通してお話を申し上げます。二重になりません。

石井部会長

僕からいっぱい質問して申し訳ないのですけど、監査委員自らが、これはおかしいと、何か感じた時、そうした時、書類を取り寄せて自らが調査をすることが出来るのですか。例えば、事務局を使わないで自分で調査を試みようとする、そういう権限を与えられているのですか。

榎原監査委員事務局長

本来は、監査委員の権限です。事務局の権限ではございません。事務局は補助動作でございまして、あくまでも予備調査という表現を先程取りましたが、監査委員自らがそれをやるという原則ですが、それを4人の監査委員ができるのかという問題がございまして、事務局の職員を補助委員に使いながら結果的に監査委員が調べたという報告となります。

北原委員

定期監査があるのだから不定期監査というのはあるのですか。

榎原監査委員事務局長

随時監査という言葉を使っています。

北原委員

言うなれば、抜き打ち監査みたいなものですか。不正をしているというのではないにしても、定期監査というものはきちんと決まっていて、極端に言うと「もうすぐ定期監査が来るぞ。気をつけるよ。」というような、一般的にそういうものがあるじゃないですか。そういうことではない、抜き打ち監査はできるんですか。

榎原監査委員事務局長

出来るんですが、ほとんど行なわれていないところが現状です。

会計の例月現金出納検査の抜き打ちも出来ます。ただ、抜き打ちするためにはそれなりの準備が必要ですから。相手の方ではなく我々監査の方の準備が相当必要になります。ただ、行政監査的なものは定期的に行なわれているものではないですから、それに近いかと思います。それに住民監査請求も相手の要望に応じてやるようなもので定期的なものではないですから、今のお話には近いのかなという気が致します。

北原委員

市民の監査請求のようなものですね。

榎原監査委員事務局長

そうですね。先程のお話の中で監査の方法のお話がありましたので補足説明させていただきますと、監査の方法には書面監査と実地監査というものが一般的にあると言われております。補助職員である我々事務局職員が実地監査を行なって、監査委員は書面監査と説明聴取を行なうのが通例であると言われております。補助職員は書類を見て、現場まで飛んで行って調査し、それを監査委員に報告し、監査委員がそれを了承するという形です。また、監査委員が行なったという形になりますが、予備調査というものを行なっております。このように一般的に事務局職員は委員指導監督のもとでやっているわけです。結果としては事務局が行なったという事は一言も報告にはありません。あくまでも、監査委員が行なった結果でございます。

木岡委員

そうなると、例えば監査委員がもっといれば、若しくは機動的に動けるような体制になっていけば、事務局でなくてもいいのか、そういう姿が望ましいと考えるのか、それとも、監査委員はもう4人で十分だということで事務局がある程度動ければいいという考え方なのか、どちらも成り立つとは思うんですよ。どちらが力を発揮されるかということ、監査委員に権限があるわけですね。そう考えれば、監査委員はもう少し充実してもいいのではないかという意見も、あっても当然かなと思います。そのあたりは、現状を見てどのように考えられますか。

榎原監査委員事務局長

これは全国どこでもいえることなんですが、監査委員の数を増やしても監査委員だけでは出来ないと思います。と言いますのは、ひとつ例をあげますと、市長

との契約による外部監査の個別監査があります。例えば頼んだ契約者は弁護士1人あるいは公認会計士1人かも知れませんが、この方たちがひとりですべての書類を見られるわけではないですから、何人もの事務員やあるいは弁護士、公認会計士や税理士を使うかも知れませんが、専門分野の方を使う場合もあるでしょう。そういう人達を使いながらですから、経費が1,800万、2,000万円近く懸かるわけです。1人ではおそらく何も出来ないと思います。監査委員も同じだと思います。監査委員の人数が増えたとしても、現実的に他に仕事を持っている方々になるでしょう。川口市の現況として、1人常勤監査委員という立場で常駐しておりますけれども、もう1人は税理士さんで他に自分の仕事を持っている方で非常勤です。すべての監査委員を常勤とするということであれば話は変わってくると思うんですが、実際はこれ一つだけやっているわけではなくて、監査委員の仕事が中心ではないと思うんですね。議会から選出されている議員選出の監査委員さんも本業は議員さんですので、監査の仕事を綿密に調べ上げるということになれば、他のことは何も手に付かないと思います。ですから、必ずしも監査委員さんを増やすということよりも、事務職員を増やすことによって補う方が良いのではないかなと思います。

#### 木岡委員

弁護士に依頼するとかではなくて、例えば、長年職員として経験されて退職された方とかが専任の監査委員となるといった形で増えるのも1つの考えかなと思うんです。確かに今、おっしゃったように外部委託にしても限界はあるでしょうし、他に仕事を持たれていれば中々大変なことだと思います。それは想像出来ません。専任職員として置くという選択肢はどの程度考えられるのかなということと、それによる効果というのはあげられるものなのかどうなのかということ、現場からみてどうなのかなということ。今、専任の、常勤の方が置けるのであれば話は違うと言われましたので気になる場所ですね。

#### 榎原監査委員事務局長

市の長の考え方になって来るのかなという気がいたします。専任の監査委員を置くということに、まず、必要性があるのかないのかということですね。特殊な事例がもちあがって、これを詳細に調べなくてはならないという事になれば、ほとんど専任に近い状態なんですね。この場合に外部監査ということになれば、例えば、1ヶ月とか2ヶ月とか区切って徹底してその期間に詳細に調べるわけで、この間は一種の専任だと思います。それだけのことを年間通じて、例えば川口には4人いらっしゃいますけど、4人が専任で常勤でという必要があるかどうかということもあろうかと思えます。



木岡委員

川口は時期的に、この問題だけ外部に頼むというのは制度としてはあるのですか。

榎原監査委員事務局長

制度はありますが、実際にはしてはおりません。

北原委員

市の大きさによって監査委員の人数は決まっているのですか。

榎原監査委員事務局長

だいたい4人から2人というのが相場ですが、仕事のボリュームによって事務局職員が増えたりする場合があります。それは市の財政状態によっても違ってくると思うんですよね。

木岡委員

ちなみに、監査委員に議会の議員が入っているケースはどのくらいの自治体で行なわれているものなのですか。

榎原監査委員事務局長

ほとんどが、そうです。

木岡委員

ほとんど入っているのですか。入っていないところはほとんどないのですか。

榎原監査委員事務局長

ほとんど、ありませんね。1人か2人というのが多いのではないですか。小さい町村とかで監査委員の数が2人の場合でも1対1とかです。全くのゼロというのは比較的少ないのかなと思います。

石井部会長

監査はですね、お金の適正な執行というところに集中していますが、例えば、公営ギャンブルみたいなお金の執行は適正なんだけど、そもそも、まだそういうものがどうかというところは監査の対象になるのでしょうか。

榎原監査委員事務局長

要するに制度そのものですか。そこはちょっと外れると思います。その公共ギャンブルの事務の執行などという事務の視点について絞ればありえますが。

石井部会長

監査はやるけれども、その事業自体をどうするかというのは、監査の対象では無いですね。

榎原監査委員事務局長

はい。監査をもう少し広げれば市のやり方がおかしいのではと言えるかという  
と、これは言えないと思います。財務・経営関係と事務の執行というふうに限定  
して、大きな2大柱としたほうがいいのかなと思います。

石井部会長

あと最後に、今、事務局長さんが感じる監査の課題というのはなんですか。川  
口市に限ってでもいいですし、一般的な監査の機能でもいいです。どんなものが  
感じられますか。

榎原監査委員事務局長

これまで監査の執行をしてきた事務職員の立場から見ますと、監査事務を  
やっていて、何かの指摘、あるいは指導事項とか、何か間違いを発見したら、そ  
れで仕事をやっているのだと錯覚を覚えることがあるんですよね。だけど、本来  
はそうではないんだと思うんです。

先程、申し上げましたように、やはり、間違いじゃないと思ってやっている部  
分、あるいは不正だと思わずにやっている部分、こういう小さいものが世の中  
にはいっぱいあると思うんです。そういったものを出来るだけ芽が小さいうちに摘  
んで、それにより不利益を被らない、他に影響を及ぼさないように、チェック機  
能の充実を図る仕事が監査なのかなというふうな気がいたします。これは行政だ  
けのことではございませんで、大切な市民の税金を使っているものですから。

ご参考までに監査結果の決定ということで、書物の一文なんですけど読みあげさ  
せていただきますと「定期監査の報告で重要なことは、監査の結果検出された違  
法・不当事項の取り扱いである。」とあります。出て来ればの話なんですけど、「監  
査によって検出された違法・不当事項のうち、不当等重大な過失によるものにつ  
いては報告で指摘しなければならない。しかしながら、軽微な誤謬は担当者に口  
頭で指示を与えればいいことであり、重箱の隅を穿るような指摘は控えなければ  
ならない。また、内部統制上の不備については、重大な損害を与える事の恐れが

あるものは、報告書で指摘する必要があるが、比較的軽微なものは、講評の形で責任者に口頭で注意を促す程度でもよろしい」ということであります。監査を誠実に実施したことを示すためには、軽微な事項または報告を指摘するような事は、現に慎むべきであるというふうに一般的に言われている事なんですけど、やはり、独立した執行機関でありますけれども、市長等執行機関の不正等を追求するような、そういう風にならないように、また、市が不利益を被らないようチェック機能の充実を図ることが必要かなといつも感じております。

#### 豊田委員

水道局の関係でいつも思うんですけど、意外と滞納金が多いじゃないですか。数十億の滞納金があって、「みんな、すべて適正に処理されているものと認められる。」というような文言ですべて処理されていますけれど、こういった物というのは、市の職員さんが、みんなで手分けして回収に歩いている。その効果があるんですけど、こういったものをもっと指摘しておいた方がいいのではないかな。これは、今日の議題からは外れてしまうんですけど。

#### 榎原監査委員事務局長

はい、おっしゃるとおりです。水道の未収金の徴収も指摘してございます。それとか、例えば、税の未納の徴収、あるいは市営住宅の徴収、ほとんどが指摘されております。ただいまの水道の部分については、決算の書類でチェックが可能という事で、そこで取り上げて、今回の議会にはこのような内容で報告書を提出しています。先程申し上げた公営企業である水道と病院の意見書がありまして、こちらの方で、若干、そういうものについて申し述べさせていただきます。その辺りを読み上げさせていただきます。「水道料金の徴収については、17年度も引き続き検針・収納等業務委託による大口滞納者や長期滞納者に対する休日及び夜間などの訪問・電話による督促及び催告を実施したことにより、未収金が前年度より11%減少した。17、8年度の2ヵ年では約5億4千万円減少したが、依然として未収金がある事から、今後も委託の成果を踏まえ、積極的にその回収に取り組まれるよう臨むものである。」という提言をしております。

ほとんど通常の業務において、市に納めるべきものを納めていない人に対する指導他、改善、それに対しては、納められる現状なのか、納められない現状なのか、担当部局でないとは分かりませんので、その辺の勧告は現状でしています。

#### 豊田委員

全般的に渡って指導、勧告で指摘しているという事ですね。

榎原監査委員事務局長

はい。過去に何度も、市長もずいぶん取り上げていたと思うんですが、税金の滞納が100億有るということで、一般の市民の方の耳にも結構入っていると思うんですが、そういった事から色々な部分で改善策を取り上げたような形で特別徴収班を作ったりして、その100億を減らしまして、今89億になったかと思えます。内容的には、監査の指摘が拍車をかけた部分があるのかなと思います。

石井部会長

大分、時間も経ちましたので、これで今日の監査の話を終了いたします。  
どうも有り難うございました。